

台風19号により被災された皆様へ

清水町災害対策本部税務班
(清水町役場税務課資産税係)

令和元年台風19号により被害を受けた家屋に係る
罹災(被災)証明書の交付について(お知らせ)

先般の台風19号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、町では、被災された方の生活再建のための各種被災者支援策を受けらるうえで必要となる「罹災(りさい)証明書」を交付します。「罹災証明書」の交付を受けるためには、申請及び町職員による住家被害認定調査が必要となります。

また、罹災証明書の対象とならない家屋(建築物)等が被害を受けた場合は、申請により「被災(ひさい)証明書」を交付します。

つきましては、下記のとおり御案内申し上げます。

不明な点がありましたら、下記担当窓口までお問い合わせください。

1 証明書の種類

(1) 罹災(りさい)証明書

被災者の生活再建のための各種支援策を受けるために必要となる被害の程度を証明したものです。対象となる家屋は、住家(現実に人が居住のために使用している建築物)のみです(災害対策基本法第90条の2)。証明書の交付を受けるためには、申請手続及び町職員による住家被害認定調査が必要となります。

(2) 被災(ひさい)証明書

住家以外の家屋(現実に人が居住のために使用していない建築物)等が被災したことを証明したのですが、法的効力はありません。証明書の交付を受けるためには、被災写真を添付して申請手続を行う必要があります。

2 住家に被害を受けた場合(罹災証明書の対象)

(1) 住家の定義

現実に人が居住のために使用している建築物を指します。具体的には、住宅が対象となります。ただし、空き家は対象外です。また、貸家等で現実に居住していない所有者からの申請も対象外となります。なお、住宅以外でも、常時、その一部に人が居住している場合などは、当該箇所を住家とします。

(2) 申請手続

罹災証明申請書を下記担当窓口に提出してください。申請者は原則、世帯主の方となります。

なお、住家以外の家屋又は動産等に被害を受けた場合は、別途、被災証明書の申請手続を行ってください。

(3) 被害認定調査

町職員3~4人程度により被害を受けた住家の現地調査を行います。調査の際は、世帯主又は代理の方の立会いをお願いします。所要時間は約1時間です。ただし、被害の内容によっては、3時間程度かかる場合があります。調査が完了したら、調査済証をお渡しします。

(4) 証明書交付時期

調査完了から約10日後に交付を開始します。判定結果(被害の程度)を説明させていただきますので、調査完了時にお渡しした調査済証及び調査済証に記載の書類等を持参のうえ、下

記担当窓口にお越しく下さい。

3 住家以外の家屋に被害を受けた場合又は動産等に被害を受けた場合（被災証明書の対象）

(1) 定義

ア 住家以外の家屋

現実に人が居住のために使用していない建築物を指します。具体的には、倉庫、工場、事務所、店舗、空き家などです。

イ 動産等

ここでは、家屋に該当しない構築物（簡易な物置、カーポート等）、家財道具及び家屋に含まない建築設備等を想定しています。

なお、家屋の被害と合わせて被害を受けた動産等に限りです。

(2) 申請手続

被災写真を添付のうえ、被災届出証明願を下記担当窓口に提出してください。申請者は原則、所有者の方となります。なお、住家に被害を受けた場合は、別途、罹災証明書の申請手続を行ってください。

※複数の被災物件がある場合、できる限り1枚の証明願に列記してください。また、添付された写真がどの被災物件か特定できるように記しておいてください。

(3) 被害認定調査

町職員による現地調査は行いません。証明願と併せて提出していただいた被災写真で判断します。

(4) 証明書交付時期

証明願受理から約10日後に郵送します。（申請手続や記載内容に不備があった場合又は確認の必要が生じた場合は、更に日数を要する場合があります。）

担当窓口：清水町災害対策本部税務班
（平日のみ）（清水町役場税務課資産税係）
〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭 210-1
庁舎 2階 5番窓口
電話番号：055-981-8220